

津波防災区域の第3種区域に居住されていた世帯

	【住宅再建の方法】	【支援内容】
元の場所から移転	1. 町が指定する「住宅団地」に住宅を建築し移転	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移転費用等の補助【限度額 80.2 万円】 ○ 住宅建築・土地購入資金の利子相当分の補助【限度額 722.7 万円】※4 (または)建物等実費補助【限度額 200 万円】※2 ○ 土地購入・住宅建築への補助 400 万円 ○ 太陽光発電システム設置補助 10 万円 (最大出力の合計値が 10kw 未満のもの)
	2. 町内の復興公営住宅に移転	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移転費用等の補助【限度額 80.2 万円】 ○ 生活支度金 2DK→15 万円 2LDK→20 万円 3LDK→30 万円
	3. 自分で土地または住宅を確保して、町内へ移転 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移転費用等の補助【限度額 80.2 万円】 ○ 住宅建築・土地購入資金の利子相当分の補助【限度額 722.7 万円】※4 (または)建物等実費補助【限度額 200 万円】※2 ○ 土地購入・住宅建築への補助 250 万円
	4. 自分で土地または住宅を確保して、町外へ移転 ※3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移転費用等の補助【限度額 80.2 万円】
元の場所で居住	5. 震災前の住宅を修繕して居住	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移転費用等の補助【限度額 80.2 万円】 ○ 修繕費用の利子相当分の補助【限度額 457 万円】 (または)建物等実費補助【限度額 100 万円】※2 ○ 住宅修繕への補助 200 万円 ※5
	6. 震災前の場所で、住宅を新築又は増改築して居住 (住宅かさ上げ条件あり)	<ul style="list-style-type: none"> <住宅かさ上げ補助> 【補助率 2/3, 限度額 150 万円】 <住宅新築等補助> ○ 移転費用等の補助【限度額 80.2 万円】 ○ 住宅建築費用の利子相当分の補助【限度額 457 万円】 (または)建物等実費補助【限度額 100 万円】※2 ○ 住宅建築への補助 100 万円 ※5

- ※1 第1種・第2種津波防災区域への移転、借家への移転は補助対象外
- ※2 (対象経費 - 被災者生活再建支援制度【加算支援金】)×1/10
- ※3 借家への移転は補助対象外
- ※4 利子相当分の補助は、土地取得:206 万円、土地造成:59.7 万円、住宅建築(購入):457 万円が限度額の内訳となります
- ※5 住宅のり災程度が半壊以上となった世帯が対象

※2について、補助金の算出例
 例: 家屋の建築・購入費用 2000 万円、生活再建支援金(複数世帯)200 万円受給済の場合
 $(2000 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}) \times 1/10 = 180 \text{ 万円}$ ← 建物等実費補助額となります
 (限度額が 100 万円の場合は、その範囲内での支給となります)